

令和6年度 第3回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨

日 時：令和6年11月28日（木） 午後1時25分～3時

会 場：東吾妻町役場 3階 301会議室

委員出欠：

| 選出区分 | 氏名 | 所属・職名 | 出欠 |
|-----------------|--------|-------------------------------|----|
| 住民代表 | 市川 秀雄 | 草津町 | 出 |
| | 金子 勝美 | 長野原町 | 出 |
| | 武藤 宏道 | 東吾妻町 | 出 |
| | 加部 政喜 | 東吾妻町 | 出 |
| | 加部 敏通 | 東吾妻町 | 出 |
| 学識経験者 | 八楯 浩 | 全国都市清掃会議 技術部長 | 出 |
| | 田中 恒夫 | 前橋工科大学 工学部教授 | 欠 |
| | 関谷 隆 | 東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場長 | 出 |
| 関係町村、関係一部事務組合職員 | 小池 宏之 | 中之条町 保健環境課長 | 出 |
| | 本田 昌也 | 長野原町 町民生活課長 | 欠 |
| | 望月 浩二 | 嬭恋村 住民課長 | 出 |
| | 宮崎 雄一 | 草津町 生活環境課長 草津町クリーンセンター（兼務） | 出 |
| | 都築 喜久雄 | 高山村 住民課長 | 出 |
| | 谷 直樹 | 東吾妻町 町民課長 | 出 |
| | 飯塚 仁 | 吾妻東部衛生センター 所長 | 出 |
| | 櫻井 雅和 | 西吾妻環境衛生センター 所長 | 出 |
| | 滝澤 文彦 | 西吾妻衛生センター 所長 | 出 |
| 副管理者 | 石村 文明 | 東吾妻町 副町長 | 出 |

事務局：吾妻環境施設組合 副管理者（東吾妻町副町長） 石村 文明
吾妻環境施設組合 事務局長 蜂須賀 徹
吾妻環境施設組合 事務局次長 奥木 明彦
吾妻環境施設組合 事務局員 宮崎 剛
吾妻環境施設組合 事務局員 黒岩 亨
吾妻環境施設組合 事務局員 茂木 秀兵
(株)環境技術センター 計画課 課長代理 西川 素平
(株)環境技術センター 計画課 堂山 剛司

傍聴者：(公財)群馬県建設技術センター 建設支援課 FM計画室長 高橋 康夫

- 次 第：
- 1 配布資料の訂正
 - 2 開会
 - 3 審議事項
 - (1) 第2回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨について
 - (2) 第2回委員会における指摘事項への対応について
 - (3) 施設規模について
 - (4) 基本性能について
 - (5) 配置計画について
 - (6) その他
 - 4 連絡事項
 - (1) 第4回検討委員会 審議資料
 - 5 閉会

(配布資料)

- ・次第
- ・第3回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 席次表
- ・吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 委員名簿
- ・資料1 第2回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨
- ・資料2 第2回委員会における指摘事項への対応
- ・資料3 施設規模について
- ・資料4 基本性能について
- ・資料5 配置計画について
- ・資料6 第4回検討委員会 審議資料
 - 別添1 財源計画について
 - 別添2 事業方式について
 - 別添3 工事発注方式について
 - 別添4 整備スケジュールについて
 - 別添5 今後の課題について

1. 開会に先立ち配布資料の訂正（事務局 奥木次長）

2. 開会（事務局 蜂須賀局長）

3. 審議事項

（1）第2回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨について

「資料1」の第2回委員会の議事要旨を承認

（委員長）

- ・修正が必要なことを後日見つけた場合は、各委員から事務局に連絡する。

（2）第2回委員会における指摘事項への対応について

「資料2」の第2回委員会指摘に対応した「1. 基本理念」、「2. 分別区分の統一」、
「3. 処理方式」の修正内容を承認

（委員長）

- ・修正が必要なことを後日見つけた場合は、各委員から事務局に連絡する。

（3）施設規模について

（事務局）下記資料の説明

資料3 について

（委員）

- ・リサイクルセンターでの品目ごとの処理は、どのように考えているか。

（事務局）

- ・分別されて搬入されるものについては、そのままストックヤードに保管するか、圧縮梱包などの処理後にストックヤードに保管する。
- ・不燃ごみや粗大ごみは、破碎処理後に分別し、可燃物は焼却施設に搬入、資源化できるものはストックヤードに保管する。
- ・ストックヤードに一定量の資源物がたまったら、処理業者に引き渡す。

（委員）

- ・リサイクルセンターでは、PETボトルとその他のプラスチックを共通ラインで時間を区切って利用することがあるが、このような使い方はトラブルの原因となるため、避けた方がよい。処理がストップした事例もある。
- ・PETボトルは排出量の季節変動が激しいので、リサイクルセンターに搬入される資源、不燃、粗大の総量とは別に、PETボトルのみの変動係数を把握した方がよい。おそらく最大変動係数が標準的な1.15より大きくなるので、それに応じた設備が必要となる。

(委員)

- ・PETボトル排出量の季節変動を吸収するためにストックヤードを大きくしてはどうか。
- ・また、プラスチックは容器包装プラスチックと製品プラスチックを混合して一括して収集してはどうか。西吾妻と草津では、これから容器包装も含めてプラスチックの分別収集を始めるので、住民にはその方が分かりやすい。

(委員長)

- ・委員から発言のあった、PETボトルの搬入量の季節変動や、バッファの部分はどう調整するかについて検討の上、コストと施設規模のバランスも考慮して事務局で整理して適切に記述すること。

(事務局)

- ・検討の上、記述を修正する。

(委員)

- ・p. 16 図 1 など、図表には出典を明記すること。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり図表には出典を明記する。

(4) 基本性能について

(事務局) 下記資料の説明

資料4 基本性能について

1. 環境保全計画について

(委員長)

- ・p. 28 表 8-2-1 の類似施設の排ガス自主規制値を見ると、抽出されている類似施設は市街地に近い施設と、そうでない施設が混在している。提案された本施設の環境保全目標は、類似施設の自主規制値に比べると緩いものもあるが、立地場所の環境状況の違いなどを考慮しているのか。

(事務局)

- ・類似施設の情報については、日 100 トン未満の小規模な施設という観点で収集したもので、周辺環境の類似までは考慮していない。
- ・提案した環境保全目標は、法律あるいは県の条例を遵守することをベースにしている。
- ・環境保全目標が類似施設の自主規制値に比べて緩い項目があるのは、計画施設の周辺には大きな集落がなく、直近の民家まで数 100m離れているという立地条件を考慮し、施設で法令を守ることによって一番近い住民の方にも環境影響

が及ばないと想定しているため。

- ・ 厳しい自主規制値を設定すると、例えば排ガスの規制値を守るために薬剤をたくさん使わなければならないとか、騒音・振動の規制値を守るためにより頑丈な建屋にしなければならないなど、コストアップにつながる可能性が高い。

(委員)

- ・ 法律、県条例の規制値をもって環境保全基準とすることに異存はないが、法を遵守するのは当然のことであり、決してこの値を超過してはいけない。
- ・ 従って、今後の課題として、要求水準書の段階では、施設停止基準、管理基準といったさらに厳しい基準を設けて管理すべきことを記載するなどの工夫が必要。

(事務局)

- ・ 要求水準書作成に向けた提言・課題として承る。

(委員)

- ・ p. 28 表 8-2-1、その他各所に、塩化水素の規制値として $700\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ と 430ppm が混在していて分かり難い。同じことなので、 430ppm に統一を。

(事務局)

- ・ ご指摘のとおり表記を統一する。

(委員)

- ・ p. 31 「8.3.4 排水」にクローズドシステムによる処理する提案を妨げない旨の記載があるが、施設外へ排水しないためにクローズドシステムを考えているのか。

(事務局)

- ・ クローズドシステムは公共用水域に排水を放流しないため、川の水質保全という面では優れている。このため、プラント用水についてはクローズドシステムを採用する。
- ・ しかし、災害等で焼却施設が停止すると、連動して水処理も停止してしまうため、生活用水もクローズドシステムで処理とすると、焼却施設停止時にトイレが使えなくなる懸念がある。
- ・ プラント用水は焼却施設が停止していれば使わないのでクローズドシステムで問題ないが、生活用水は焼却施設が停止していても使う。トイレが使えなくては、施設を一時避難場所として活用できない。

(委員)

- ・ 生活排水については、基本的には浄化槽処理をした上で放流すると理解した。

2. エネルギー回収計画について

(委員長)

- ・ p. 41 「9.3.3 エネルギー回収方法の検討」の前段に、エネルギー回収を「熱回収のみ」とする場合のメリットとして「低コスト」が記載されているが、費用対効果、あるいは効果という観点からの記述もあった方が良い。

(事務局)

- ・ 検討の上、記述を修正する。

(委員長)

- ・ p. 41 「9.3.3 エネルギー回収方法の検討」の後段の記述と、p. 42 「9.4 エネルギー回収に関するまとめ」の記述のニュアンスが異なる。
- ・ 地下水が確保できない場合、まず地下水以外の手段で水の確保を検討し、それでも水の確保ができなければ廃熱ボイラーによる熱回収・発電を検討するという順で検討を進めるのか。それとも、地下水以外の水の確保と、エネルギー回収方法の再検討は並行して行うということか。

(事務局)

- ・ 地下水が確保できない場合は近隣の河川などからの取水を検討する。
- ・ それでも十分な水を確保できない場合はエネルギー回収方法の変更について再検討し、その中で発電についても検討する。

(委員長)

- ・ そのように発電の可能性も残しておくということであれば、p. 41 の後段の記述の方が適切と考える。

(委員)

- ・ 表記上の問題だが、現在のところ6首長の間では発電は行わないという共通認識があると理解している。「発電」を明示的に記載するのはいかがなものか。

(事務局)

- ・ 基本計画の作り方として、可能性のある選択肢は排除せず、広く提案を受けたいという意図もあり、このような表現を残している。
- ・ 宮崎委員のご指摘も踏まえて、表記を検討する。

(事務局)

- ・ 公表する前には、各首長にもご確認いただく。

(委員長)

- ・ エネルギー回収した熱をどのように利用することを想定しているか。

(事務局)

- ・ p. 37 表 9-2-2 の「場内建築関係熱回収設備」に例示されているものを想定している。
- ・ 場内の暖房、ロードヒーティングなどへの利用を考えている。

(委員)

- ・ 豪雪地域における交付金の交付要件である「熱回収率 10%」は、白煙防止装置と空気予熱器の利用等でクリアできると考えられるが、それ以外の場内利用について要求水準書でどのように表現するかが今後の課題。

(事務局)

- ・ 要求水準書作成に向けた提言・課題として承る。

(5) 配置計画について

(事務局) 下記資料の説明

資料 5 配置計画について

1. 建物配置について

(委員長)

- ・ 当初素案（第 2 回委員会で配布済み）では、焼却施設、リサイクルセンター、管理棟は「別棟」とすることを基本としているが、p. 44 表 12-2-1⑤工場棟の第 3 項等では「合棟」を基本としている。これは当初素案配布後の検討の結果、方針を転換したという理解でよいか。

(事務局)

- ・ ご理解のとおり。
- ・ 合棟にした方が建物面積が小さくなり、コストダウンにつながるため、合棟を基本とすることに変更した。

(委員長)

- ・ 「別棟」の場合のメリットは何か。

(事務局)

- ・ 別棟の方が合棟に比べて建物のレイアウトが自由になる。
- ・ 別棟の場合、リサイクルセンターを供用したまま焼却施設の更新が可能。一般的に、焼却施設の方がリサイクルセンターに比べて耐用年数が短い。
- ・ 「合棟」、「別棟」で一長一短があるため、メーカー提案の中で最良のものを選びたい。

(委員)

- ・ p. 44 表 12-2-1⑤の第 4 項に「建屋を一部省略する提案を妨げない」とあるが、プラントの一部を屋外に設置した時に、錆の問題は大丈夫か。

(事務局)

- ・ メーカーヒアリングの中で、屋外設置設備の錆対策については、大きな懸念事項はない旨の見解を得ている。

(委員)

- ・ プラントを屋外に設置するのはそれほど簡単なことではないので、よく検討する必要がある。ダイオキシン類対策特別措置法に抵触しないように留意しなければならない。また、バグフィルターは低温腐食の問題があり、屋外に設置して万が一穴が開くようなことがあれば、煙突の先端以外から燃焼ガスが施設外部へ漏れ出すことに直結するため高リスクである。

(事務局)

- ・ 要求水準書作成に向けた提言・課題として承る。

(委員)

- ・ p. 44 表 12-2-1⑤の第 1 項に「動線の交差が極力少なくなるように配置」とあるが、「極力なくす」に改めるべき。

(事務局)

- ・ ご指摘のとおり修正する。

2. 動線計画について

(委員)

- ・ 設備故障等の補修を想定すると、例えば 25m のフルトレーラーが通行することが可能な出入口、通路が必要と考える。
- ・ 修理の際の作業性についても配慮してもらいたい。

(委員)

- ・ 要求水準書に、最大で何 t 車が通行するか、ピーク時にはどんな車種が何台通行する見込みか、どの車が何回計量するかなどの条件設定をすることにより、渋滞緩和等の具体的な提案をメーカーから受けられる。
- ・ 建物配置は「合棟」の事例が多いが、住民の直接持ち込み車両とパッカー車の動線が重ならないような動線確保が課題となる。

(事務局)

- ・要求水準書作成に向けた提言・課題として承る。

(6) その他

(委員)

- ・地下水の利用は、水源と関連があるため水涸れのリスクがある。
- ・ハッ場ダム建設時のデータも利用して、水涸れが起きないように配慮願いたい。万一の補償についても配慮願いたい。
- ・近隣の河川などからの取水をするときはもちろんだが、ボーリング調査であっても住民への事前周知をしてもらいたい。

(事務局)

- ・ボーリング調査に関しては、敷地内の調査であり、事前に周知を行っていなかった。
- ・今後は、調査に関する周知についても配慮する。

4. 連絡事項

(1) 第4回検討委員会 審議資料

(事務局)

- ・次回の審議に備え、資料の熟読を委員に依頼。

(2) 第4回検討委員会終了後の手続きについて

(事務局)

- ・第4回検討委員会終了後、下記手順で手続きを行いたい。
 - ①正副委員長、事務局で協議の上、答申書の案を作成。
 - ②委員に答申書案を郵送、メール等で送付。
 - ③各委員に内容をご確認いただき、必要に応じて修正。
 - ④答申書を委員長より管理者に提出。

(委員長)

- ・基本的には12月19日の第4回検討委員会を対面で行う最後の委員会とする。
- ・追加で委員会を開催して審議すべき案件がなければ、事務局案の手順のとおり手続きを進めたいが、それでよいか。

(異議なし)

5. 閉会 (副委員長 閉会挨拶)

以上